

(別紙1)

### 村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	(仮称) 村上市まちづくり基本条例 (素案)		
意見募集期間	自：平成26年12月18日 至：平成27年 1月 7日	担当課局	政策推進課
案件の概要	平成25年12月18日に、村上市民の一体感の醸成を図り、市の理念や市民が目指すべき姿を村上市民憲章として制定しました。(仮称) 村上市まちづくり基本条例は、市民憲章で掲げた市の理念や目標とする姿を目指し、市民の参画を高めていくことにより、市民、各団体及び市が協働しながらまちづくりを継続的に行うための基本的事項を誰にもわかりやすいことを念頭に条例としたものです。		
案件の趣旨、目的及び背景	◆目的 ・市民が元気で暮らしやすい村上市を理想像として、市民の参画や協働によるまちづくりが継続されるよう基本的な決まりを定めるものです。 ◆その他 ・市民協働のまちづくりについて、その考え方の基本となるべき条例です。		
今後の予定	12月18日～1月7日 パブリックコメント 1月中旬 第11回村上市市民憲章等審議会 (答申案の決定) 1月下旬 パブリックコメント結果の公表 1月下旬 市民憲章案の答申 3月 村上市議会平成27年3月定例会に提案		
備考			